

報告事項(1)資料

監査の結果にかかる措置状況について
(指摘事項・意見)

総務課

令和3年5月

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|----------|---|--|
| 1 | 教育 | 長崎工業高等学校 | 長崎市道の道路区域内にある電柱等について、誤って使用許可を行っている。 | 公有財産使用許可申請書が提出された際に現場確認を行っていなかったことが原因であると考えております。 なお、使用料の還付については、事業者から放棄する旨の通知を受けております。 今後は、使用許可等事務処理の際に現場の写真を添付する等、事務室職員全員で状況を把握できるよう努めてまいります。 |
| 2 | 教育 | 川棚高等学校 | 水道料金が大きく増加しているにもかかわらず、原因の確認を行わないまま、1年半にわたり漏水による過大な水道料金を支払っている。また、その過大に支払った水道料金について、減免の手続きを行っていない。 | 水道使用量は通常時であっても、年度や月によってある程度の上下があり、漏水が発生した時期と思われる後も、通常時と同程度の水量となっている時期もあったことから、早い段階で気付くことができませんでした。今回の指摘後に、水道使用量の確認方法について検討し、出勤時及び退勤前の水道使用量メーターの確認、記録を行うようにしました。 また、減免の手続きについては、漏水確認時から原則として1ヶ月以内に修理を完了して修理証明書を提出のうえ減免申請することとなり、漏水確認時から1ヶ月以内に修理が完了できていなかったことから、減免の対応はできないと思っていたため手続きを行っていませんでした。 今後同様の事案が発生した場合、水道料金の減免措置について、町への速やかな連絡に努めてまいります。 |
| 3 | 教育 | 大村高等学校 | 職員住宅ベランダ手すり等改修において、契約保証金免除の要件を満たしていないにもかかわらず、契約保証金を徴していない。 | 予定価格が160万円以下であり、過去の実績から履行が完全に行われると判断し、財務規則第113条第6号を適用して、契約保証金を免除しましたが、本条項は随意契約の場合にしか適用できないことを見落としていたことが原因です。 契約保証金に限らずすべての事項において、思い込みで仕事をしないよう、その都度入札契約マニュアル等において根拠となる条項を確認するよう改めました。 |
| 4 | 教育 | 豊玉高等学校 | 委託にかかる契約書等について、検印を受けることなく公印を押印している。 | 契約書等の作成にあたっては、これまでも決裁を受けた支出負担行為決議書でチェック、訂正の入ったものについては浄書し、間違いがないかを確認したうえで公印の押印を行っているところですが、公印押印のための手続きとして、認識不足により契約伺を兼ねた支出負担行為決議書に浄書、校合、検印欄に押印がなされていなかったため、指摘を受けたものです。 今後は、公印を押印する場合、公印を押印する書面に決裁文書を添えて事務長へ提出し、事務長による検印を確実に受けた上で、公印を押印するように改めました。 |
| 5 | 教育 | 国見高等学校 | 蛍光灯等の処分において、処理方法を産業廃棄物とすべきところ、一般廃棄物としている。 | 蛍光灯には水銀が含まれているため、水銀使用製品産業廃棄物の扱いとなり、事業所から処分する場合は、産業廃棄物として処理することになってはいますが、一般廃棄物収集運搬業者と蛍光灯処分も含めて契約をしていたことで、指摘を受けました。 令和2年度から、蛍光灯処分については、産業廃棄物収集運搬処理業務として契約し処理を行いました。 また、使用済の蛍光灯は、鍵付倉庫に保管し、不燃ごみの置き場には置かないようにして、一般廃棄物と混在しないようにしました。 |

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|----------|--|--|
| 6 | 教育 | 北松西高等学校 | 職員住宅ブロック塀改修工事の請負契約において、契約保証金を徴していない。 | <p>落札後の当初手続において、請負業者が履行保証保険に加入する予定であったところ、急遽契約保証金の納付への変更を希望され、担当者に契約保証金の納付書発行を依頼されていましたが、後日、事務長が請負業者に履行保証保険証の提出を求めた際に、担当者が納付書を依頼されたことを失念していたことが発覚しました。適切なタイミングでの確認を怠ったこと、請負業者との連携不足が原因であると考えられます。</p> <p>本来、契約保証金の納付または履行保証保険への加入については、契約締結前に十分な確認を行うべきことですので、財務規則や入札・契約事務マニュアル等で事務の再確認をするとともに、今後、同様の工事の際は請負業者にはっきりと契約保証金納付が履行保障保険加入かか意思確認を行い、履行の確認を行ったうえで契約を締結することを徹底してまいります。</p> |
| 7 | 教育 | 島原農業高等学校 | 牛の配合飼料購入(単価契約)について、生乳の買取を条件としているため、契約の相手方が特定されることを知りながら、これまで見積辞退している業者へ引き続き見積執行通知を行っている。 | <p>平成27年度から、生乳の買取を条件に入れた単価契約の見積合わせを行っており、毎年1者以外すべて辞退の状況が継続していたにも関わらず、条件の見直し等を行ってこなかったため、実質1者随意契約状態が続いたことが、今回の指摘となりました。</p> <p>前年度までの処理内容を充分精査せず、同様の処理を毎年繰り返していたことが原因で、令和3年度から、生乳の買取を見積条件から削除しました。</p> <p>今後は、実質1者随意契約状態が3回以上続いた場合、業者に十分な事象理由の聞き取り等を行い、見積条件の見直しを行ってまいります。</p> |
| 8 | 教育 | 諫早商業高等学校 | 消防設備等点検業務委託において、複数年にわたり防排煙設備の不作動が報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。また外壁打診調査業務委託において、不良箇所に係る修繕費用等の検討が行われていない。 | <p>令和2年5月に所管課へ消防設備修理にかかる予算要求を行うこととしましたが、見積書に不備があったため令和2年度の消防設備等点検結果を踏まえて改めて見積書を取り直し予算要求し、令和3年3月に設計委託を終えたので、令和3年度に至急改修工事を行うこととしています。</p> <p>今後は、点検結果を踏まえて所管課に予算要求を行い、不良箇所の改修に努めてまいります。外壁打診調査に関しては、部分補修の見積額を業者に依頼し、対応について所管課と相談する予定です。</p> <p>危険度・緊急度が高いものは、確実に所管課へ予算要求を行うとともに、対応状況を事務室全員が認識し相互チェックすることとしました。</p> |
| 9 | 教育 | 長崎明誠高等学校 | 植木管理等業務委託において、誤った内容で契約締結後、担当者みでの判断で契約書の差替えを行っている。 | <p>植木管理業務委託において、契約伺において削除した文言が残ったまま契約書を取り交わしてしまい、その後、担当者が誤りに気づき修正する際に、文書による決裁をとらないまま、契約書を取り交わしてしまいました。契約書作成時の浄書、校合、検印が形骸化していたために、誤った内容の契約書を取り交わしてしまったこと、また、契約書を是正することについて「誤りを正しくするだけだ」と担当者が軽く考えてしまったために、口頭のみで報告で文書による決裁を経ない形での契約書の差し替えをしてしまったことが原因です。</p> <p>指摘後は、契約伺時に担当者が浄書、校合は担当と副担当が立ち合いのうえ、確実に伺いと原本を照合し、事務長が検印を行うことを徹底しました。また、契約書がいかに重要な書類であるかを事務室内で確認し、契約書の変更等に係る意思決定については、必ず契約者である校長まで書面での決裁をする必要があることについて意識の共有を行いました。今後は取組みを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p> |

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|-----------|---|--|
| 10 | 教育 | 長崎特別支援学校 | 一般廃棄物収集運搬処分業務委託において、FAX見積が同価であった業者にくじを引かせる手続を誤っている。 | <p>一般廃棄物収集運搬処理業務委託に係る見積書をFAX受領した時に、2者が最低金額で同額となったため、当日の16時30分を提出期限としてFAXくじの提出を依頼しました。うち1者が提出期限を過ぎての提出でしたが、そのことに気付かずそのまま受付を行い、くじを実施、業者決定を行っていたことで、誤った手続きとして指摘を受けたものです。</p> <p>提出期限内かどうかの確認を怠り、結果として期限後に提出のあったものを含めてくじを実施し、業者決定に至ってしまいました。</p> <p>今後は担当者だけでなく、提出期限が定められたものについては事務職員全体での情報共有を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p> |
| 11 | 教育 | 桜が丘特別支援学校 | プール清掃業務委託において、産業廃棄物(汚泥)の処分の許可が無い業者に業務を委託している。 | <p>業者選定において、業務の主体である「清掃業務」に実績のある業者を選定していましたが、業務仕様には清掃業務によって生じる汚泥処分が含まれており、産業廃棄物の収集運搬や処分の有無を確認する必要があることに気づかず、結果、収集運搬の許可は持っているが、処分の許可は持っていない業者に委託していました。</p> <p>当該業務は、以前から同じ業務委託仕様及び業者選定方法で実施されてきたこと、また、収集運搬及び処分の許可も有する業者である必要性の認識がなく、業者選定方法に問題があることに気づかなかつたことなど、前年度どおり実施すれば問題ないとの前例主義があったことが原因と考えます。</p> <p>予備監査後は、他業務委託でも同様の誤りがないかの再確認を行いました。今後は、業務委託の仕様と業者選定の関係については、十分注意する必要があること、また決裁においては、前例主義とせず、疑問点がある場合は必ず確認を行うことを事務室全体での共通認識とし、不適切な会計処理の防止に努めてまいります。</p> |
| 12 | 教育 | 諫早東高等学校 | 施錠設備がなく、「医薬用外劇物」の表示がない冷蔵庫に、一般薬品と一緒に保管されている劇物がある。 | <p>劇物である過酸化水素水の気化を防ぐために冷蔵庫内で冷蔵保存しておりましたが、施錠設備がないことに加え、医薬用外劇物の表示もなく、一般薬品3点を同じ冷蔵庫に入れて保管していたことは、準備室内に生徒が入り、触れる環境にはなかつたものの、薬品の安全管理上必要な措置の認識が不足しておりました。</p> <p>監査終了後、直ちに冷蔵庫に鍵を取り付け、劇物表示するとともに、冷蔵庫内部に箱を設置し、その中に収納のうえ管理するよう改めました。また、混置していた一般薬品については、冷蔵保管が必要か否かの精査を行い、冷蔵庫には収納せず、一般薬品庫にて管理することとしました。</p> <p>劇毒物の管理については、施錠設備、医薬用外劇物・毒物の表示を行うとともに一般薬品との混置がないよう、物品管理者である校長を始め、教頭、事務長、理科教諭、実習助手で連携しながら、年度当初において、劇毒物の管理に必要な措置を改めて認識するための校内研修等を実施してまいります。</p> |

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|----------|---|---|
| 13 | 教育 | 対馬高等学校 | 物品の所在不明や配置場所の不一致が多数発生しており、点検等の物品の管理が不十分である。 | <p>年1回の物品管理簿との点検・照合時において、「点検・照合結果報告書」に配置場所と異なる場所に置かれていた物品や所在不明と記載された物品があったため、管理が不十分との指摘を受けました。</p> <p>全ての物品について、年度内に所在を確認しています。所在不明や配置場所の不一致が発生した原因としては、黒板など、本校での様々な事業にかかる授業や発表などの場において、配置場所を変更して使用する機会が多く、その際に配置場所に戻し忘れていたり、所在不明とされていたもののうち、そもそも正しい配置場所に配置されていたものの、シールの劣化等により、物品点検時に点検者が見落としていた物品があったことでした。</p> <p>対象となる物品について、備品シールの貼り直しや、実情に即した配置場所への変更を行いました。今後は、日頃から適切な物品の管理を行うことはもちろんのこと、使用した物品は元に戻すように全職員に周知・徹底を行い、適正な管理に努めてまいります。</p> |
| 14 | 教育 | 島原農業高等学校 | 昨年度の監査での指摘にもかかわらず、生産品出納簿において生産品数量が管理されておらず、受入・払出の適正な管理が行われていない。 | <p>昨年度、生産品の受入・払出について十分な管理がなされていない点について指摘があり、生産報告並びに不用決定処分伺書等による受入・払出の報告方法を見直し、適切に報告が行えるよう改善をしましたが、生産品出納簿については、一律に処分日のみの記載となっていたため、今回の指摘となりました。</p> <p>報告書の改善を行ったことで適正な管理が行われたと思いつき、出納簿の記入方法についてまで改善が及ばなかったことが原因です。</p> <p>指摘後は、生産報告に合わせて生産出納簿の処理も行うように見直しました。今後は、担当者だけでなく、事務室全体で記載方法について確認を行い、適正な管理を行うよう努めてまいります。</p> |
| 15 | 教育 | 鶴南特別支援学校 | 教師用の情報端末1台が紛失しており、物品の管理が不十分である。 | <p>県から保有状況の調査を受け、校内の情報端末(iPad)の点検を行ったところ、職員室の金庫(電子キー方式)に保管してあった教師用の端末1台が紛失していることが判明したものです。</p> <p>定期的な点検を行っておらず、持ち出す場合は貸出簿に各自で記入する取り決めでしたが、徹底されていませんでした。</p> <p>今回の件を受けて、端末の管理運用方法について次のように定め、より厳重に管理を行うようにしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は端末を使用する際は管理職に報告し、管理職は貸出簿に確実に記入されているか確認する。 ・返却時においても管理職に報告し、管理職は個人情報等のデータが完全に消去されているか確認する。 ・毎日、担当職員が放課後に台数及び保管金庫施錠の確認を行い、その結果を管理職に報告する。 ・貸出簿には新たに備品の整理番号を記入する欄をもうける。 |
| 16 | 教育 | 島原翔南高等学校 | 合宿所(県有財産)の管理において、光熱水費を私費会計(同窓会館運営費)で負担させているが、その根拠が不明確である。 | <p>当該施設県有財産ではありますが、部活等の合宿を主たる目的として使用しており、全生徒から毎月徴収した運営費(私費会計)で光熱水費を負担していました。県有財産である施設の光熱費を、運営費(私費会計)で負担させる根拠が不明確ではないかということで、指摘を受けたものです。</p> <p>合宿等の利用によるものであるため、使用者負担という認識であったため、私費会計で負担していました。</p> <p>県有財産の管理においては、原則として私費会計による負担はないものと整理して、令和3年度から、光熱費については県費負担としました。</p> |

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2 - 1)

| 番号 | 部局名 | 課(室)名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|---------|--|--|
| 1 | 教育 | 教育環境整備課 | <p>燃料類の単価契約について</p> <p>LPガス等の燃料単価契約においては、年間を通して価格が大きく変動する可能性があるにも関わらず、市場価格の変動に基づく契約単価の変更について、取扱いを定めていない事例や、取扱いは定めているものの、契約単価の変更手続きを行う目安となる価格の変動幅等の基準を設けていない事例が確認された。これらの契約の場合、市場価格が大きく変動した場合においても、変更契約は行われていない。</p> <p>さらに、契約書自体の内容に問題はないが、契約内容に沿った市場価格の変動の把握を怠っている事例も見受けられた。</p> <p>本庁所管課においては、LPガス等燃料契約単価の変更について、契約変更を協議すべき変動幅の考え方などを示すとともに、各県立学校における契約事務の適正化について周知徹底されたい。</p> | <p>学校における燃料単価契約の状況等を調査した後、市場価格の把握方法や変動幅の考え方を整理するように検討しています。</p> <p>燃料単価契約事務の参考となるような事例を示し、周知することで、各学校の契約事務の適正化に努めてまいります。</p> |

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2 - 1)

| 番号 | 部局名 | 課(室)名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|---------|---|---|
| 2 | 教育 | 教育環境整備課 | <p>寄贈品及び県費外購入等物品について</p> <p>県立学校においては、PTAや同窓会等が購入した物品が多く存在しており、これらの物品は、寄贈品として県有となっているものと、PTA等の所有のまま管理をしているものがある。後者については、「長崎県立高校における県費外購入等物品に関するガイドライン」により、県費外購入等物品であることの表示を行うことや、管理物品の一覧表を作成することが求められている。</p> <p>これらの管理状況を確認したところ、寄贈を受けたものの寄付受納の手続きがとられているか確認できない事例や、県費外購入等物品であることの表示が行われていない事例、管理物品の一覧表が現状と大きく異なっている事例等が散見された。</p> <p>本庁所管課においては、寄贈品等の速やかな寄付受納の手続き、並びに、県費外購入等物品のガイドラインに基づく適正な管理について、県立学校へ周知徹底されたい。</p> | <p>今回の意見を受け、令和3年3月29日付け2教環第539号において、「県費外購入等物品に関するガイドライン」について、再度周知するとともに、適正な物品管理についての通知を行いました。</p> <p>今後は、学校実態調査等の機会を通じて、ガイドラインに沿った管理がなされているか確認し、適正な管理に努めるよう周知してまいります。</p> |

令和2年度財政援助団体等監査結果に係る措置

| 項 目 | 監 査 の 結 果 | 講 じ た 措 置 |
|----------------|---|---|
| 所管部局:教育庁 体育保健課 | | |
| 【長崎県高等学校体育連盟】 | | |
| 指摘事項(団体) | (1) 立替払いに係る請求者の受領書について 当団体の県高等学校総合体育大会開催に係る本部の経費支出で、実費立替した宿泊費等の請求者の受領書を徴していないものがある。 適正な事務処理を行うこと。 | 今回の指摘を受け、当該受領書を徴取しました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。 |

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

| 所管 | 項目 | 措置状況 | 措置計画又は今後の方向性 |
|-------|--|--|---|
| 学芸文化課 | <p>本補助事業のうち、次の事業（上記1・（1）・イ・～・～）は、いずれも交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有形文化財保存整備事業（黒島天主堂） 有形文化財保存整備事業（田平天主堂） 有形文化財保存整備事業（高麗版一切経） 史跡名勝天然記念物等保存整備事業（石田城五島氏庭園） 史跡名勝天然記念物等保存整備事業（棲霞園及び梅ヶ谷津備楽園） 史跡名勝天然記念物等保存整備事業（花月） 史跡名勝天然記念物等保存整備事業（江迎本陣跡） <p>そうすると、これらの事業に交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用される。</p> <p>長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項第6条（実績報告等）</p> <p>4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。</p> <p>このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかでない場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。</p> <p>しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成29年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。</p> <p>平成29年度包括外部監査報告書28頁</p> <p>仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。</p> <p>したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。</p> <p>この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。</p> <p>平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）</p> <p>消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。</p> <p>しかしながら、上記補助事業においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記の平成29年度包括外部監査の指摘や県の通知の趣旨に照らせば口頭での確認だけでは不十分である。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。（指摘事項）</p> | <p>（一部、措置済）</p> <p>仕入れに係る消費税等相当額の有無の確認については、補助対象者に状況を報告させ、該当が有る場合は早急に対応するよう努めてまいりました。</p> <p>確認方法が不十分とのご指摘について、今後はより適正な事務の執行となるよう努めてまいります。</p> | <p>仕入れに係る消費税等相当額の有無の確認方法について、より適正な方法を検討してまいります。</p> <p>全庁的な取扱方針等が示された場合には、それに沿って適切に対応いたします。</p> |

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

| 所管 | 項目 | 措置状況 | 措置計画又は今後の方向性 |
|-------|---|---|---|
| 学芸文化課 | <p>本補助事業のうち、補助事業者が個人である史跡名勝天然記念物等保存整備事業（石田城五島氏庭園）（上記1・（1）・イ・ ）と史跡名勝天然記念物等保存整備事業（棲霞園及び梅ヶ谷津倍楽園）（上記1・（1）・イ・ ）について、交付申請時に事業計画書とともに、確定申告書など個人の資力に関する資料の提出を受けている。</p> <p>県担当者によれば、県補助金の申請には確定申告書などの個人の資力に関する資料は必要としていないものの、国庫補助金の申請には必要な書類であり、補助事業者は県を通じて国庫補助金の申請も行うことになっているため、県補助金の交付申請書類としても提出を受けているとのことであった。</p> <p>長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱では必要な資料ではないから、県補助金との関係ではあくまで参考資料という位置づけになる。個人の資力に関する資料に高度な個人情報記載されていることに鑑みると、県補助金との関係では必ずしも必要としない個人情報を収集することは望ましくない。</p> <p>そこで、今後は、長崎県補助金等交付規則及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱に従い、交付申請書に添付すべき書類を適切に選別し、不要な書類が添付されている場合には返却をする等の対応が望ましい。また、国庫補助金申請に関する資料として保存する場合には、その趣旨が明らかになるような保存方法を検討してもらいたい。（意見）</p> | <p>（措置済）</p> <p>国庫補助金申請に関する資料として、その趣旨が明らかになるよう保存方法の見直しを行いました。</p> | |
| 学芸文化課 | <p>本補助金のうち、史跡名勝天然記念物等保存整備事業（小管修船場跡）（上記1・（1）・イ・ ）は補助事業者が法人である。補助金の交付先は法人本部となっているが、補助金交付申請や事業計画書・事業報告書の提出等は、すべて法人が長崎に設置する現地施設の所長名で手続きがなされている。</p> <p>しかしながら、補助事業者が提出している書類からは、補助事業者が現地施設所長に対しどのような代理権限を与えているのか、あるいは、会社法11条1項の「支配人（支配人は、会社に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。）」として代理権限を有するのかが確認できなかった。</p> <p>本補助金の交付申請手続き自体は、表見支配人（会社法13条「会社の本店又は支店の事業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該本店又は支店の事業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。」）として現地施設の所長に権限があると見なすこともできることから不適法とまでは言えないが、交付申請手続きの適正性を確保するためには、交付申請者の代理権限の有無及びその範囲を確認するのが望ましく、補助事業者に対し、交付申請時に委任状や法人登記事項証明書（支配人が否かの確認）等の提出を求めることが望ましい。</p> <p>法人の支店や施設長等が交付申請者となっている場合は、委任状や法人登記事項証明書等の提出を求め、交付申請者の代理権限を確認することが望ましい。（意見）</p> | <p>（措置未済）</p> <p>今後、申請手続きの適正性確保に向け、委任状など、権限を有する事を確認できる書類を徴収する対応を行います。</p> | <p>当年度は同様の事例は見込めませんが、チェックリスト等に追記し対応できるようにします。</p> |

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

| 所管 | 項目 | 措置状況 | 措置計画又は今後の方向性 |
|-------|---|--|--------------------------------------|
| 学芸文化課 | <p>補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第5条（補助金等の交付の決定） 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。</p> <p>補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知） （平成14年4月16日付14財第15号） 2 現地調査の実施について ・ 現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。 また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。 ・ 臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。</p> <p>補助金等交付事務の適正化について（通知） （平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト ・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。</p> <p>補助金等の予算執行について（通知） （平成27年7月21日付27財号外） ・ 支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。</p> <p>このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助事業のチェックリストには、全ての補助事業者に対し現地調査を実施している旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</p> | <p>（措置未済）</p> <p>補助事業者に対する現地調査については、毎年度行い、課独自のチェックリストを活用するなどして記録を残し、共有を図ってまいりました。 しかしながら、関連する他の報告書類と合わせて保管しておりましたので、今後は補助金関係綴りでも現地調査の内容把握ができるよう、保管の方法を改善してまいります。</p> | <p>令和2年度事業の現地調査分から対応するよう考えております。</p> |
| 学芸文化課 | <p>本補助金のうち、有形文化財保存整備事業（黒島天主堂）、有形文化財保存整備事業（田平天主堂）、及び有形文化財保存整備事業（高麗版一切経）（上記1・（1）・イ・～）の補助事業者は、いずれも指定文化財の保存整備工事を行うため、工事業者と間で随意契約を締結している。 補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準じることが適当な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成31年度の予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号）。 県担当者によれば、上記補助事業については、いずれも指定文化財であり、保存整備工事を行う専門的技能を有する工事業者に依頼をする必要があることが確認できた。そうであれば、補助事業者が工事業者との間で随意契約を行っていること自体に問題はないと考える。 しかし、前述した通知の趣旨に鑑みると、県の契約方法に準じて公平・公正な契約が行われたことを担保するために、補助事業者が随意契約を行った場合には、契約方法の選択の理由や妥当性についての報告を求めることが望ましい。（意見）</p> | <p>（措置未済）</p> <p>適正性確保に向け、補助事業者が随意契約を行った場合には、契約方法の選択の理由や妥当性についての報告を求めるよう改善してまいります。</p> | <p>令和2年度事業の現地調査分から対応するよう考えております。</p> |

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

| 所管 | 項目 | 措置状況 | 措置計画又は今後の方向性 |
|-------|--|--|---|
| 学芸文化課 | <p>本補助金のいずれの事業についても、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。</p> <p>しかしながら、いずれの補助事業においても、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記(1)・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)</p> | <p>(一部、措置済)</p> <p>確認方法が不十分とのご指摘について、今後はより適正な事務の執行となるよう努めてまいります。</p> | <p>仕入れに係る消費税等相当額の有無の確認方法について、より適正な方法を検討してまいります。</p> <p>全庁的な取扱方針等が示された場合には、それに沿って適切に対応いたします。</p> |
| 学芸文化課 | <p>長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条は、補助事業者に対し、次のとおり、事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。</p> <p>第4条(補助金等の交付の申請) 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類)に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めるときは、省略することができる。</p> <p>(1) 補助事業等の事業計画書 (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類 (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書 (4) その他知事が必要と認める書類</p> <p>第5条(補助金等の交付の決定) 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。</p> <p>第13条1項(実績報告) 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書(様式第2号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。</p> <p>第14条(補助金等の額の確定) 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p> <p>このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容及びこれに適合することを調査するためのものである。</p> <p>本補助金の事業についても、それぞれ事業計画書や事業報告書等が提出されているが、実施要項において定められている様式で提出されているものの、記載内容に着目すると、全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業(上記1・(1)・イ・)に関しては、事業計画書に添付されている収支予算書と、事業報告書に添付されている収支報告書の費用の項目や記載内容が異なっているため、補助事業者が提出している書類では、事業計画及び予算と事業実績及び決算の比較ができず、長崎県補助金等交付規則が求めている事業計画書や事業実績報告書等として適合する書類とは評価できない。</p> <p>県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。</p> <p>県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。(指摘事項)</p> | <p>(措置未済)</p> <p>事業計画書、事業実績報告書等の記載内容については、補助金の適正な審査が行えるような記載となるよう、補助事業者に指導してまいります。</p> | <p>令和3年度事業分から対応を行ってまいります。</p> |

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

| 所管 | 項目 | 措置状況 | 措置計画又は今後の方向性 |
|-------|---|---|-------------------------------|
| 学芸文化課 | <p>長崎県高等学校文化活動活性化補助事業（上記1・（1）・イ・ ）は、事業完了日が令和2年3月19日となっている。しかし、この事業完了日から9日後の同年3月28日に計画変更承認申請が提出され、同年3月31日には補助事業者より事業実施報告書が提出されている。この経過から見れば、補助事業者は、事業実施報告書の提出に合わせて計画変更承認申請を提出したと推測することができる。</p> <p>事業計画変更は、長崎県補助金等交付規則11条2項により、次のとおり規定されている。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第11条（状況報告等） 2 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>（1）事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により知事に提出した書類の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするとき。 （2）補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。 （3）補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。</p> <p>このように、事業計画の変更はあらかじめ知事に報告してその承認を受けなければならない、事業完了日以降に事業計画の変更承認の申請をすることは、上記規則に反している。</p> <p>県は、補助事業者に対し、事業計画の変更については、その変更事由が判明した時点で速やかに承認申請するよう適切に指導すべきである。（指摘事項）</p> | <p>（措置未済）</p> <p>ご指摘の内容は事務処理の誤りでした。今後はこのような誤りが無いよう十分注意し、適正な事務の執行に努めるとともに、補助事業者に対しても指導を行います。</p> | <p>令和3年度事業分から対応を行ってまいります。</p> |
| 学芸文化課 | <p>本補助金はいずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則16条の定めは次のとおりである。</p> <p>長崎県補助金等交付規則 第16条（補助金等の交付） 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>このように、同条2項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金については、例えば、長崎県高等学校文化活動活性化補助事業（上記1・（1）・イ・ ）の事業実施計画を見ると、年度当初に実施する事業から年度後半に実施する事業まで実施時期にかなり幅があるものとなっている。</p> <p>補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要であることは理解できるものの、いずれの補助事業についても、年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、半期あるいは4期に分けて概算払いするなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討していただきたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討していただきたい。（意見）</p> | <p>（措置未済）</p> <p>概算払いによる交付については、補助事業者に対しその必要性を示すよう指導し、概算払いの必要性について確認してまいります。</p> | <p>令和3年度事業分から対応を行ってまいります。</p> |

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

| 所管 | 項目 | 措置状況 | 措置計画又は今後の方向性 |
|-------|--|--|--|
| 学芸文化課 | 上記(1)・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。 本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。 補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記「ないし」の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。 補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見) | (措置未済) 補助事業者に対する現地調査については、毎年度行ってきましたが、記録を残していなかったため、今後は、現地調査の内容を記録・保管するよう改善してまいります。 | 令和2年度事業の現地調査分から対応するよう考えております。 |
| 学芸文化課 | 本補助金のいずれの事業についても、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。 しかしながら、本補助金のいずれの事業においても、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記(1)・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。 県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項) | (一部、措置済) 確認方法が不十分のご指摘について、今後はより適正な事務の執行となるよう努めてまいります。 | 仕入れに係る消費税等相当額の有無の確認方法について、より適正な方法を検討してまいります。 全庁的な取扱方針等が示された場合には、それに沿って適切に対応いたします。 |
| 学芸文化課 | 長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業(上記1・(1)・イ・)は、収入の部に関して、事業計画書の収支予算と事業報告時の収支決算において次の表のとおり大きな差異が発生している。【監査結果報告書162頁参照】 差異発生の主な理由は、支出の部における派遣費が、予算額2,000,000円であるのに対して決算額887,700円と、大幅に減少したことにある。 派遣費が大幅に減額されたことについて、県の説明では、生徒の送迎に使用する貸し切りバスの台数が減少したことで予算決算に差異が発生したが、長崎県中学校総合文化祭の実施内容に変更はなく、長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱5条のとおり県の補助金額に変更を生じない範囲内において行う軽微な変更ととらえ、事業計画変更の必要はないと考えているとのことである。 事業計画の変更に関しては、次のとおり長崎県中学校文化活動費補助金実施要項4条1項及び5条に定めている。 長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱 第4条(計画変更の承認等) 1 規則第11条第2項の規定による事業計画変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。 第5条(軽微な変更) 規則第11条第2項第1号に規定する軽微な変更とは、補助事業の実施主体及び県の補助金額に変更を生じない範囲内において行う変更とする。 確かに、本補助事業については、実施主体に変更はなく、また、補助金額については定額交付となっているため、予定されていた支出が大幅に減少しても、補助金額を割り込まない限り変更は生じないから、上記実施要綱5条の「軽微な変更」に当たり、事業計画変更承認申請は必要ないことになる。 しかし、長崎県中学校文化活動という本補助事業の性質からして、事業年度の途中で実施主体が変更するという事態は通常想定できず、また、支出が補助金額を割り込むということは補助事業者が自主財源を一切使用しないということを意味し、補助事業者の自主性や自立性を確保すべき補助金制度の趣旨・目的に照らし、本来、許容すべきではない事態である。 このことから、同要綱5条は、極めて限定的な事態以外はすべて「軽微な変更」として認める広汎すぎる規定であると言える。補助金の適切な交付という観点からは「軽微な変更」はあくまで例外的な場合にのみ許容すべきであり、本補助事業のように補助対象経費が補助金額を大幅に超えるほど減少した場合などは、補助事業者に事業計画変更承認を申請させ、県において改めて補助金額の妥当性を検討すべきである。 したがって、同要綱5条については、「軽微な変更」として認める範囲を限定する方向で見直してもらいたい。 長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱5条については、「軽微な変更」として認める範囲を限定する方向で見直してもらいたい。(意見) | (措置未済) 補助金実施要綱の「軽微な変更」の規定については、見直す方向で検討してまいります。 | 実施要綱にどのような記載が適当なのか、今後検討してまいります。 |

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

| 所管 | 項目 | 措置状況 | 措置計画又は今後の方向性 |
|-------|---|---|--|
| 学芸文化課 | <p>上記(1)・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)</p> | <p>(措置未済)</p> <p>補助事業者に対する現地調査については、毎年度行ってきましたが、記録を残していなかったため、今後は、現地調査の内容を記録・保管するよう改善してまいります。</p> | <p>令和2年度事業の現地調査分から対応するよう考えております。</p> |
| 学芸文化課 | <p>本補助金は、いずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。</p> <p>しかし、上記(2)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金は、例えば、長崎県中学総合文化祭開催費補助事業(上記1・(1)・イ・)や長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業(上記1・(1)・イ・)では、事業の実施は11月末日であるのに、5か月前の6月初旬に全額概算払いされている。また、長崎県中学校文化活動推進校指定事業(上記1・(1)・イ・)は、合宿の遠征費用や講師招へい費用に対する補助であるが、事業計画書には実施時期の記載がないにもかかわらず、年度当初に全額概算払いがなされている。</p> <p>補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要であることは理解できるものの、いずれの補助事業についても、年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、半期あるいは4期に分けて概算払いするなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)</p> | <p>(措置未済)</p> <p>概算払いによる交付については、補助事業者に対しその必要性を示すよう指導し、概算払いの必要性について確認してまいります。</p> | <p>令和3年度事業分から対応を行ってまいります。</p> |
| 体育保健課 | <p>本補助金のいずれの事業についても、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <p>そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。</p> <p>しかしながら、本補助金のいずれの事業においても、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記(1)・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)</p> | | <p>仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていないことについては、その報告の重要性を再度認識し、補助事業者に対して書面にて報告するよう求めてまいります。</p> <p>なお、全庁的な取扱方針等が示された場合には、それに沿って適切に対応したいと考えております。</p> |

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

| 所管 | 項目 | 措置状況 | 措置計画又は今後の方向性 |
|-------|---|--|--|
| 体育保健課 | <p>上記(1)・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)</p> | <p>(措置済)</p> <p>現地調査の内容が記録化されていないことについては、今回の意見を踏まえ、令和2年度の現地調査から、補助事業の記録として残すよう改めました。</p> | |
| 体育保健課 | <p>本補助金は、いずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。</p> <p>上記(2)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。</p> <p>本補助金は、例えば、全国全九州高等学校体育大会派遣事業(上記1・(1)・ウ・)や、長崎県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業(上記1・(1)・ウ・)などは、事業実施時期が6月と11月に分かれているにもかかわらず、年度当初に全額概算払いがなされている。</p> <p>補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要であることは理解できるものの、いずれの補助事業についても、年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、事業実施時期の2期に分けて概算払いするなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。</p> <p>今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。</p> <p>また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。</p> <p>県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。(意見)</p> | | <p>概算払いの必要性が十分に検討されていないことについては、今回の意見を踏まえ、令和3年度から概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討することとしております。</p> |
| 体育保健課 | <p>本補助金のいずれの事業についても、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。</p> <p>そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。</p> <p>しかしながら、本補助金のいずれの補助事業においても、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記(1)・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。</p> <p>県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)</p> | | <p>仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていないことについては、その報告の重要性を再度認識し、補助事業者に対して書面にて報告するよう求めてまいります。</p> <p>なお、全庁的な取扱方針等が示された場合には、それに沿って適切に対応したいと考えております。</p> |

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

| 所管 | 項目 | 措置状況 | 措置計画又は今後の方向性 |
|-------|---|--|--|
| 体育保健課 | <p>本補助金のうち、全国全九州中学校体育大会派遣事業（上記1・（1）・ウ・ ）,九州中学校テニス競技大会開催事業（上記1・（1）・ウ・ ）,及び九州中学校柔道競技大会開催事業（上記1・（1）・ウ・ ）については、補助事業者から提出された補助金交付申請書に押印している收受印に、修正テープによる修正が施され、別の日付による收受印が押されている。具体的には、平成31年4月1日付交付申請書に、当初は平成31年4月12日付の收受印が押されていたが、その上に修正テープによる修正を施し、平成31年4月1日付の收受印を再押印している。</p> <p>本補助金は、平成31年3月20日付長崎県教育委員会体育保健課長による「平成31年度長崎県中学校体育連盟事業費補助金の内示について」によれば、交付申請書の提出期限を平成31年4月1日と定めており、仮に、本補助金の交付申請書が、修正前の收受印の日付である平成31年4月12日に收受されていたとすれば、交付申請書の提出期限を徒過していたことになる。</p> <p>県担当者によれば、修正テープによる收受印の修正の経緯は、事務的な誤りによるものとのことだが、当初の收受印の日付から大きく遡った收受印を押し、かつ、その遡った日付が交付申請書の提出期限日であることを考えると、単純な事務的な誤りという説明だけでは十分とは言えない。</p> <p>地方公共団体に対する文書による意思表示は、当該文書が地方公共団体に到達した時点でその効力が発生し（民法97条1項）、地方公共団体は、相手方の意思表示に対し、必要な事務を行う義務を負うことになる。收受印は、郵送や通信情報システム等を介し、地方公共団体が文書を收受し、相手方の意思表示が到達した日付を特定する重要な役割を持つものである。特に、上記補助事業においては、補助事業者が期限までに交付申請を行っているか否かを確認する上で、收受印の日付が重要な役割を果たすことは指摘するまでもない。</p> <p>このように、県が行う事務において、收受印の日付は厳密に取り扱われるべきであり、安易に修正テープによる修正を施し、再押印を認めることは、適正な行政手続きの観点からは不適切である。仮に收受印を押印する過程で何らかの不備や誤りがあった場合には、簡易であっても顛末書を添付する等、收受印の日付の正確性を担保する措置を講ずべきである。</p> <p>県は、<u>收受印の日付の重要性や厳密に取り扱うべきことを再確認し、何らかの不備や誤りがあった場合には、安易に、修正テープ等による修正は行わず、簡易であっても顛末書を添付する等、收受印の日付の正確性を担保する措置を講ずべきである。（指摘事項）</u></p> | | <p>今回の指摘を踏まえ、今後は、別途説明や顛末を記載するなど適切な事務処理に努めてまいります。</p> |
| 体育保健課 | <p>上記（1）・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業の記録として、<u>現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。（意見）</u></p> | <p>（措置済）</p> <p>現地調査の内容が記録化されていないことについては、今回の意見を踏まえ、令和2年度の現地調査から、補助事業の記録として残すよう改めました。</p> | |

令和2年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

包括外部監査の結果報告・各論

第13 教育委員会

| 所管 | 項目 | 措置状況 | 措置計画又は今後の方向性 |
|-------|---|--|--|
| 体育保健課 | <p>本補助金は、交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。しかしながら、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記(1)・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。(指摘事項)</p> | | <p>仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていないことについては、その報告の重要性を再度認識し、補助事業者に対して書面にて報告するよう求めてまいります。</p> <p>なお、全庁的な取扱方針等が示された場合には、それに沿って適切に対応したいと考えております。</p> |
| 体育保健課 | <p>上記(2)・ウで指摘したとおり、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条からすると補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。</p> <p>しかし、本補助金において提出されている事業計画書と事業実績報告書では記載内容が異なっており、照合して確認することができない。具体的には、収支予算書では、収入科目が補助金収入の他、基本財産運用収入やJSP0事業受託収入、県事業受託収入等、複数の収入科目に分けられているが、収支決算書では収入科目が補助金収入以外には県事業受託収入と負担金しかない。このように記載内容が異なると、補助事業者が実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合しているか調査するという事業実績報告書等の審査資料としての機能を十分に果たせない。</p> <p>事業計画書や事業実績報告書等は、いずれも、適正な補助金交付のために重要な審査資料であり、県は、かかる趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付決定の審査や補助金額確定の調査に適した内容を記載するよう指導すべきである。</p> <p>県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。(指摘事項)</p> | | <p>今回の指摘を踏まえ、関係の補助事業者に対して、交付規則等に適合した関係書類を整備するよう指導を行ってまいります。</p> |
| 体育保健課 | <p>上記(1)・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。</p> <p>本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。</p> <p>補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記(イ)の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。</p> <p>補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。(意見)</p> | <p>(措置済)</p> <p>現地調査の内容が記録化されていないことについては、今回の意見を踏まえ、令和2年度の現地調査から、補助事業の記録として残すよう改めました。</p> | |